

浜田市議会基本条例案と解説

各 条 文 案	解 説
<p>目次 前文 第 1 章 総則（第 1 条－第 2 条） 第 2 章 議会機能（第 3 条－第 1 3 条） 第 3 章 議員能力（第 1 4 条－第 1 7 条） 第 4 章 住民参加（第 1 8 条－第 2 0 条） 第 5 章 議員の定数及び報酬（第 2 1 条－第 2 2 条） 第 6 章 補足（第 2 3 条） 附則</p> <p>地方分権の時代を迎え、地域の自主性と自立性が強く求められてきている。</p> <p>このような時代の流れの中、二元代表制の一翼を担う議会には、従来の議事機関としての役割と責務のみならず、多様化する市民の意見を的確に反映した政策形成機能の更なる充実が求められている。</p> <p>市民の代表である私たち浜田市議会議員は、石見人としての誇りと高い識見を備え、すべての市民が安全で安心して、幸せに暮らすことができるよう最大限の努力をしなければならない。</p> <p>ここに、浜田市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨を最優先とし、全国の地方議会の模範となるような議会改革を掲げて絶えず精進し、市民に開かれた信頼される地方政府を実現するため、議会の最高規範として、この条例を制定する。</p>	<p>浜田らしさを取り入れた前文です。</p> <p>浜田市議会は議会改革を掲げ絶えず行動します。</p>

<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、二元代表制の下、議会の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、市民福祉の増進及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>条例の目的を述べています。</p> <p>議会の役割</p> <p>議会活動・議員活動の原則</p>
<p>(最高規範性)</p> <p>第2条</p> <p>この条例は、議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を制定してはならない。</p> <p>2 議会は、議会に関する他の条例等を解釈し、運用する場合は、この条例に照らして判断するものとする。</p>	<p>この議会基本条例が、浜田市議会における議会運営の根本を定めたものであることを明確に言っています。</p>
<p>第2章 議会機能</p> <p>(議会の活動原則)</p> <p>第3条 議会は、市民の負託を受けた市民を代表する議決機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会及び市民参加を常に推進する議会を目指して活動する。</p> <p>2 議会は、市民を代表して意思決定を行う議決機関として、適切な判断及び責任ある活動を行わなければならない。</p> <p>3 議会は、議員、市長、市民等の交流及び自由な討論の場であるとの認識に立って、その実現のため、この条例に規定するもののほか、この条例を踏まえ、浜田市議会会議規則（平成17年浜田市議会規則第1号）の内容を継続的に見直すものとする。</p> <p>4 議会運営は、市民の傍聴意欲が高まるよう分かりやすい視点、方法等で行わなければならない。</p>	<p>議会は、市民に開かれた機関であって、市民を代表し意志決定を行うところで、自由な話し合いの場であることを言っています。</p>

<p>(会派)</p> <p>第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で構成し、活動する。</p> <p>3 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるほか、議会運営に関し、議会運営委員会等を通じ、会派間における調整を行うものとする。</p> <p>4 議会は、会派に属さない議員の意見が議会運営に反映されるよう配慮しなければならない。</p>	<p>議員が議会で活動を行うに当たり、同様な考えを持った者同士がグループを組むことができることを言っています。</p>
<p>(長と議会との関係)</p> <p>第5条 議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員（以下これらを「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。</p> <p>(1) 本会議における一般質問（会派代表質問を除く。）は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。</p> <p>(2) 議長から本会議及び委員会（以下「本会議等」という。）への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。</p>	<p>わかりやすい、議員と市長との論議に心掛けます。</p> <p>【一問一答方式】 議員の質問の趣旨を明確にし、論点を深め市民の皆さんにもよりわかりやすい質疑応答の方法です。</p> <p>【反問権】 市長は議員に対し、疑問な点、質問の内容など再確認するなど反問する権利を認め、引き続き、緊張関係のある話し合いに努めます。 またこれにより、議員の資質の向上にも繋がります。</p>

<p>(議会審議における論点整理)</p> <p>第6条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 政策の発生源 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無とその内容 (5) 総合振興計画との整合性 (6) 財源措置 (7) 将来にわたるコスト計算</p>	<p>市長が重要な政策を提案する場合はわかりやすい論点を示すことを求めています。</p>
<p>(予算及び決算における説明)</p> <p>第7条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。</p>	<p>予算、決算を審査する場合も前条と同様に定めています。</p>
<p>(自由討議による合意形成)</p> <p>第8条 議長は、議会は議員による開かれた自由な討論の場であることを十分に認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営をしなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議等において、議員提出議案、委員会提出議案、市長提出議案及び市民等からの請願、陳情(以下「議案等」という。)に関して審議し結論を出すにあたり、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。</p>	<p>議会は討論の場であるとの原則にたち、議会運営、議案の審査においては、議員同士の話し合いをもっと積極的に行い、議会としてのより良い案を導き出すことを定めています。</p>
<p>(委員会審査)</p> <p>第9条 委員会は、議案等の審査に当たっては、市民に対し積極的に情報を公開し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p>	<p>議会は議題につき、より詳細な審査を目的に分野別に委員会審査を行います。この委員会の会議原則を言っています。</p>

<p>(調査会の活用)</p> <p>第 10 条 議会は、調査会（会議規則第 100 条第 1 項に規定する協議等の場をいう。）を自主的に開催し、その所管する事項全般に関し積極的に協議又は調整を行うものとする。</p>	<p>議会の閉会中でもどンドン会議を行い、市政の執行について執行部と議論を行います。</p>
<p>(議会広報の充実)</p> <p>第 11 条 議会は、議会及び市政について市民に関心を持たれるよう広報紙のほか、ケーブルテレビ等情報技術の進展を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会広報の充実に努めるものとする。</p>	<p>浜田市議会では特に議会の活動など、市民の皆さんに関心を持っていただくよう広報の充実に努めることを、明確に規定しています。</p>
<p>(議会図書室)</p> <p>第 12 条 議会は、議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。</p>	
<p>(議会事務局の体制整備)</p> <p>第 13 条 議会は、議員の政策形成及び政策立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。</p>	
<p>第 3 章 議員能力 (議員の活動原則)</p> <p>第 14 条 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。</p> <p>2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動しなければならない。</p> <p>3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。</p> <p>4 議員は、議員相互間の自由な討議を拡大するため、</p>	<p>市民の代表である、議員としての役割、心構えを述べています。</p> <p>また市民の皆さんの意見を充分把握し、議会活動を通じ、積極的に討論を行う場【政策討論会】を開催し、議員自らさらに政策、条例、意見など提案するよう努めることを定めています。</p>

<p>政策討論会等を通じて政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めなければならない。</p>	
<p>(政務調査費)</p> <p>第 15 条 議員は、政策研究、政策提言等を確実に実行するため、政務調査費を有効に活用し、積極的に調査研究を行わなければならない。</p> <p>2 政務調査費の交付を受けた議員は、公正性及び透明性の確保の観点のほか、その執行状況に疑義が生じることがないように全ての領収書等証拠書類の写しを添付した収支報告書を議長に提出しなければならない。</p> <p>3 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費を使用した活動の状況を公表するとともに、市民に対し説明責任を果たさなければならない。</p>	<p>政務調査費の透明性を第一に浜田市議会は掲げ、全ての領収書を公開しています。</p> <p>政務調査費の使い道は市民の皆さんに説明責任を果たすことを明確にしています。</p>
<p>(議員研修)</p> <p>第 16 条 議会は、議員の政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。</p> <p>2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、各分野における学識経験を有する者及び市民等との議員研究会を積極的に開催するものとする。</p> <p>3 議会は、大学教授等との意見交換会の開催等知的財産を有効に活用するよう努めるものとする。</p>	<p>地方自治体への権限委譲などすすみ、市民の皆さんの代表者として議員の政策立案など能力の向上が求められています。幅広い意見や知識を得ることを、定めています。また地域の優位性、特徴を活かし、大学等との意見交換会を行います。</p>

<p>(政治倫理)</p> <p>第 17 条 議員は、市民の信頼に値する倫理的義務が課せられていることを自覚し、浜田市議会議員政治倫理条例（平成 20 年浜田市条例第 25 号）を遵守し、品位の保持に努めなければならない。</p>	
<p>第 4 章 住民参加 (市民と議会との関係)</p> <p>第 18 条 議会は、市民に対し、積極的にその有する情報を発信し、説明責任を果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議、常任委員会その他の会議を原則公開とする。</p> <p>3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営に当たっては、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>議会は市民の皆さんに情報提供を積極的に行う意味において、今後も原則会議等を公開とします。</p> <p>また、市民の皆さんのいろんな意見を参考にします。</p> <p>【公聴会制度】・・・審査の際に、その案件に対し利害関係がある人や学識経験者等から意見を聴くことができる制度です</p> <p>【参考人制度】・・・委員会審査の参考に案件に対しある程度利害関係のある人、学識経験者等から意見を聴くことができる制度です</p>
<p>(重要案件の意見聴取及び意見交換会)</p> <p>第 19 条 議会は、市政に関する重要な事項について、議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を行うため、議会運営委員会で協議のもと、重要案件の意見聴取及び意見交換会を開催するものとする。</p>	<p>市政の重要な事項に対し、特に議会自ら市民の意見を聞いて施策に反映させる方法の一つとして明文化したものです。</p>

<p>(議会報告会)</p> <p>第 20 条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握して議会活動に市民の意見を反映させるため、議会報告会を開催するものとする。</p> <p>2 議会報告会に関することは、別に定める。</p>	<p>市民の参加、議会活動の公開を具体化する一つとして、明文化したものです。</p>
<p>第 5 章 議員の定数及び報酬</p> <p>(議員定数)</p> <p>第 21 条 議会は、議員の定数の改正に当たっては、行財政改革の視点のほか、市政の現状及び課題、将来の予測及び展望等を十分に考慮するものとする。</p> <p>2 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 109 条第 7 項又は法第 112 条第 1 項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。</p>	<p>私たち議員の定数や報酬を改正する手続きについて定めています。但し、議員自ら提案する場合であって、市民の皆さんが納得できる公正性・透明性など十分に考慮するものと定めています。</p> <p>そして、改正案の提出に当たっては、明確な改正の理由がないといけない旨も定めています。</p>
<p>(議員報酬)</p> <p>第 22 条 議会は、議員の報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点のほか、市政の現状及び課題、将来の予測及び展望等を十分に考慮するものとする。</p> <p>2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、法第 109 条第 7 項又は法第 112 条第 1 項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。</p>	

<p>第 6 章 補則 (見直し手続き等)</p> <p>第 23 条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討する。</p> <p>2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じる。</p> <p>3 議会は、この条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>この条例については、少なくとも一般選挙が行われる 4 年に 1 度は検討し、必要な場合は見直しを行うことを定めています。</p>
---	---